

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、クリーニングの前処理業務に従事していた。
- 2 請求人によると、○年○月○日、業務に従事していたところ、腰に痛みが生じたという。請求人は、同年○月○日、C医療機関を受診し、さらに、同月○日、D医療機関を受診し、「腰部挫傷、両股関節挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は、○年○月○日、請求人が腰を屈めて作業をしていたところに、台車に8段に積まれたプラスチックの空箱が強く当たった(以下「本件災害」という。)ことが原因であると主張するので、以下検討する。

(2) 請求人は、本件災害後に、事務室で湿布薬を受け取ってこれを貼り、その後は、作業を続け終業まで勤務していたことが認められる。

空箱が当たったとされることについて、Eは、「当たった感覚は全くありませんでした。」、「当たったところも直接は見ていません。」と述べ、請求人自身も、「その際の記憶は確かではありません。」と述べていることから、請求人が主張する本件災害の発生時刻に、請求人に腰部の痛みが生じたことは認められ、空箱が軽く接触した可能性はあるものの、空箱が請求人に強く衝突したかどうかは定かではなく、一件記録を精査しても、決定書理由に説示するとおり、本件災害発生の実事を確認することはできない。

(3) 本件災害発生の実事は確認できないが、念のため、本件傷病に係る請求人の療養経過と各医師の判断等についてみると、以下のとおりである。

ア 請求人は、本件災害発生日の翌日である○年○月○日、C病院を受診している。同日の同病院の診療録には、胸の回りの痛みのため受診した旨記載されているが、腰部の痛みについては記載が見られない。

イ 請求人は、同年○月○日の夕方から腰から右足に激痛を感じたとして、同月○日、D医療機関を受診した。

F医師は、○年○月○日付け意見書において、「酷いL4/5の変性迂り症認める。迂り症の一時的悪化による症状の増悪が考えられる。」と述べている。

なお、D医療機関の診療録には、「工作中、物品が入ったプラケースが当た

った。」と記録されているが、同記録は、F 医師が、請求人の主張を基に記録をしたものと推認され、一方、同医師は、上記意見書において、主訴の腰仙腸関節部痛は、既往症の迂り症と因果関係が深いと考える旨の意見を述べている。

ウ D医療機関の紹介を受けて入院したG病院の診療録には、傷病名として、「腰椎変性迂り症術後、頸椎症術後、腰部挫傷」と、既往歴として、「2009、C病院、頸椎・腰椎にope」と記載されている。

エ C病院の診療録の○年○月○日記録には、請求人は、○年に頸部及び腰部に手術を受けた旨の記載が認められる。

オ さらに、C病院からF医師への○年○月○日付け診療情報提供書においては、要旨、「画像上は骨折や迂りの増悪はありませんでしたが、腰痛等の訴えが強く、対症療法を継続しました。」と記載されていることから、F医師が指摘する酷い迂り症は、従前からのものであることが認められる。

カ H医師は、○年○月○日付け意見書において、「受傷経過から、明らかに物が腰部、股関節部に当たったの症状とは考えにくい。主治医意見書から、迂り症の一時的悪化による症状増悪が考えられる。」と述べ、労災による事案とは考えにくい旨の意見を述べている。

キ 上記のとおり、各医師による医学的見解をみても、本件傷病と本件災害について、相当因果関係を肯定した意見は認められない。

(4) したがって、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、本件災害について、その発生の事実を確認できないものであり、仮に請求人の主張のとおり、空箱が請求人に強く衝突した事実があったとしても、その際の腰部等への打撲は、治療を要しない軽度なものであったと推認され、この打撲により請求人の既往症である迂り症等が増悪したと判断することもできない。よって、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

### 3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。